



平成30年7月豪雨による上下水道料金等の特別免除措置等について

断水した世帯への7月分の基本料金の特別免除措置

- 1 概要 平成30年7月豪雨による断水が長期にわたったため、水道料金及び下水道使用料等の基本料金（7月分）を免除します。
- 2 免除の対象 断水が発生した全世帯を対象とします。
- 3 申請方法 申請は不要です。8月検針地区の方は9月請求分、9月検針地区の方は10月請求分にて免除します。対象の方には、通知書を郵送します。

被災された方への上下水道料金等の免除措置

- 1 概要 平成30年7月豪雨により被災された方の生活再建の支援及び負担の軽減を目的として、水道料金及び下水道使用料等について免除します。
- 2 免除の対象 平成30年7月豪雨により被災され、市町長の発行するり災証明書の交付を受けられた世帯。全壊・半壊・一部損壊及び床上・床下浸水した居住用の家屋に係る水道料金及び下水道使用料等並びに市内の転入居先における水道料金及び下水道使用料等を免除します。
- 3 免除内容 (1) り災日の属する1期（2か月）分に係る水道料金及び下水道使用料等
(2) 家屋全壊・半壊等のため市内に転入居された場合は、その転入居先における入居された日の属する期から次の期間に係る水道料金及び下水道使用料等
 - ・全壊、半壊・・・最長12期（2年）分
 - ・一部損壊、床上及び床下浸水・・・最長3期（6か月）分
- 4 申請方法 所定の申請書にり災証明書（写しでも可）を添えて申請してください。上下水道局営業課窓口（つばき会館3階西棟）又は各市民センターで受付しています。

7月にメータ検針が行えなかったお客様は、5・6月分の使用水量を昨年分の使用水量で認定させていただきます。

この度の豪雨災害により7月のメータ検針が行えなかったお客様は、5・6月分の使用水量を前年同期の使用水量で認定させていただきます。

9月検針時には、料金を精算し、過払いがあった場合は、お返しさせていただくか、9月検針分の料金に充当させていただきます。